

中医協 総-3-1  
1 8 . 2 . 3

# 平成 18 年度診療報酬改定における 主要改定項目について（案）

## 【 目 次 】

### I 患者から見て分かりやすく、患者の生活の質（QOL）を高める医療を実現する視点

I-1 診療報酬体系の簡素化について	3
I-2 医療費の内容の分かる領収書の発行について	4
I-3 患者の視点の重視について	6
I-4 生活習慣病等の重症化予防に係る評価について	9
I-5 手術に係る評価について	14

### II 質の高い医療を効率的に提供するために医療機能の分化・連携を推進する視点

II-1 在宅医療に係る評価について	16
II-2 初再診に係る評価について	28
II-3 DPCに係る評価について	32
II-4 リハビリテーションに係る評価について	37
II-5 精神医療に係る評価について	44
II-6 その他	54

### III 我が国の医療の中で今後重点的に対応していくべきと思われる領域の評価の在り方について検討する視点

III-1 小児医療及び小児救急医療に係る評価について	60
III-2 産科医療に係る評価について	67
III-3 麻酔に係る評価について	69
III-4 病理診断に係る評価について	70
III-5 急性期入院医療に係る評価について	71
III-6 医療のIT化に係る評価について	75
III-7 医療安全対策等に係る評価について	76
III-8 医療技術に係る評価について	79

#### IV 医療費の配分の中で効率化余地があると思われる領域の評価の在り方について検討する視点

IV-1 慢性期入院医療に係る評価について	89
IV-2 入院時の食事に係る評価について	93
IV-3 コンタクトレンズに係る診療の評価について	97
IV-4 検査に係る評価について	99
IV-5 歯科診療報酬について	101
IV-6 調剤報酬について	116
IV-7 その他	121

## 【 I-1 (診療報酬体系の簡素化について) -①】

### 老人診療報酬点数表の見直し

#### 1 基本的考え方

- 現行の老人診療報酬点数表においては、医科診療報酬点数表、歯科診療報酬点数表及び調剤報酬点数表（以下「医科診療報酬点数表等」という。）における診療報酬体系を基本としつつ、在宅寝たきり老人等に対する在宅医療の提供、一般病棟における90日を超える入院の適正化など、高齢者の心身の特性に着目した評価が設けられている。
- 平成20年度に新たな高齢者医療制度が創設されれば、高齢者に対する診療報酬体系について抜本的に見直すことが必要となることを視野に入れて、平成18年度改定においては、現在の老人診療報酬における各診療報酬項目について整理を行い、老人診療報酬点数表について、医科診療報酬点数表等と別建てとされている取扱いを改め、これらを一本化する。

#### 2 具体的内容

- 老人診療報酬点数表にのみ存在する診療報酬項目
- 同一の診療行為に対する評価が老人診療報酬点数表と医科診療報酬点数表等とで異なる診療報酬項目  
→ 高齢者の心身の特性を踏まえ引き続き存続させることが適當なものを除き、簡素化の観点から、原則として一本化する。

(例) 老人一般病棟入院基本料は、若人の一般病棟入院基本料と比べ、Ⅱ群の場合の点数や入院期間に応じた加算の点数が異なっているところ、入院基本料の体系を見直す中でこれを一本化することとするが、90日を超えて入院している患者に係る老人特定入院基本料の取扱いは存続する。

(例) 寝たきり老人在宅総合診療料は老人診療報酬点数表にのみ存在するが、若人の在宅時医学管理料と併せて再編し、新たに在宅時医学総合管理料（仮称）を設ける（後述）。

【 I - 2 (医療費の内容の分かる領収書の発行について) 一①】

## 医療費の内容の分かる領収証の交付の義務付け

### 1 基本的考え方

- 保険医療機関等に医療費の内容の分かる領収書の発行を義務付ける。

### 2 具体的内容

- 保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和32年厚生省令第15号）等を改正し、保険医療機関等は、医療費の内容の分かる領収証を無償で交付しなければならないこととする。

- \* ここでいう「医療費の内容の分かる領収証」とは、個別の費用ごとに区分して記載した領収証（診療報酬点数表の各部単位で金額の内訳の分かるもの）とし、標準的な様式を通知で示すこととする。
- \* 施行日（平成18年4月1日）までに体制を整えることが困難な保険医療機関等については、6ヶ月間の経過措置を設ける。

- 患者から求めがあったときは、保険医療機関等は、患者にさらに詳細な医療費の内容が分かる明細書の発行に努めるよう、通知で促すこととする。

[保険医療機関等に交付を義務付ける「医療費の内容の分かる領収証」の標準的な様式（案）]

(医科の様式)

領 収 証

患者番号	氏 名
	様

請求期間（入院の場合）	
平成 年月日～平成 年月日	

受診科	入・外	領収書No.	発行日	費用区分	負担割合	本・家	区分
			平成 年月日				

保険	初・再診料	入院料等	指導管理等	在宅医療	検査	画像診断	投薬
	点	点	点	点	点	点	点
	注射	リハビリテーション	精神科専門療法	処置	手術	麻酔	放射線治療
	点	点	点	点	点	点	点
	食事療養						
	円						

保険外 負担	選定療養等	その他
	(内訳)	(内訳)

	保険	保険（食事）	保険外負担
合計	円	円	円
負担額	円	円	円
領収額 合計			円

東京都〇〇区〇〇〇-〇-〇〇〇〇病院

領収印

## 【 I-3 (患者の視点の重視について) -①】

# 診療情報提供料の体系の簡素化及びセカンド・オピニオンの推進

### 1 基本的考え方

- 診療情報提供料の体系について、患者の視点から見ると同じ情報内容でも情報の提供元及び提供先によって負担が異なることについての理解が得にくく、また、そもそも医療機関の機能分化及び連携にどの程度寄与しているのかが必ずしも明らかでないとの指摘があることを踏まえ、現行の体系を大幅に簡素化する中で、全体としては評価を引き下げる。
- セカンド・オピニオン（主治医以外の医師による助言）に係る患者からの要望の高まりを受け、主治医が、セカンド・オピニオンを求める患者又はその家族からの希望に基づき、診療録の写、検査結果、画像の写等の診療に関する情報を提供することについて、新たに診療情報提供料の体系の中で評価する。

### 2 具体的内容

#### [現行の診療情報提供料の体系]

- (A) 「診一診」、「病一病」等の場合 : 220点
- (B) 「診一病」、「病一診」等の場合 : 290点 (逆紹介加算 230点)
- (C) 「病一診」(退院時) 等の場合 : 500点 (逆紹介加算 20点)
- (D) 特定機能病院等からの場合 : 520点

#### [新たな診療情報提供料の体系]

##### ・ 診療情報提供料 (I) ○○○点 (診療情報提供料 (II) より低い点数)

(別の保険医療機関での受診の必要性を認め、患者の同意を得て、診療状況を示す文書を添えて患者の紹介を行った場合に算定できる。)

\* 患者の退院時に、診療状況を示す文書に、退院後の治療計画、検査結果及び画像の写等を添付した場合には、○○○点を加算する。

##### ・ 診療情報提供料 (II) ○○○点 (診療情報提供料 (I) より高い点数)

(治療法の選択等に関して第三者の意見を求める患者からの要望を受けて、診療方針を記載した文書等を患者に提供することを通じて患者の紹介を行った場合に算定できる。)

[セカンド・オピニオンの推進]

新

## 【 I-3 (患者の視点の重視について) -②】

### 外来迅速検体検査に係る評価の新設

#### 1 基本的考え方

- 入院中の患者以外の患者に対して、初診又は再診時に検体検査を行い、同日中に当該検体検査の結果に基づき診療を行う場合、患者にとって、検査結果に基づく治療が早期に開始される、医療機関の受診回数を減らすことができる等の利益があることから、新たに診療報酬上の評価を行う。

#### 2 具体的内容

- 入院中の患者以外の患者に対して、初診又は再診時に検体検査を行い、すべての検体検査項目について同日内に結果が報告され、当該検査の結果に基づく診療が行われた場合について、検体検査実施料及び外来診療料に対する加算を新設する。

新

#### ・ 外来迅速検体検査加算（仮称） ○点

- \* 検体検査1項目ごとに、5項目を限度として算定する。
- \* 保険医療機関内で検査を行うことが算定要件とされている以下の検体検査については、本加算の対象としない。
  - 尿中一般物質定性半定量検査
  - 尿沈渣顕微鏡検査
  - 赤血球沈降速度測定
  - 血液ガス分析
  - 先天性代謝異常症検査
- \* 本加算の算定に当たっては、検査結果を患者に書面で交付することを要件とする。

## 【 I-3 (患者の視点の重視について) -③】

### 看護職員等の配置に係る情報提供の推進

#### 1 基本的考え方

- 現行の診療報酬体系における「2：1看護」は、一般には、入院患者2人につき1人の看護職員が常に配置されていると受け止められがちであるが、実際には、看護職員を各勤務帯で均等に配置したとしても、「勤務帯当たり入院患者10人に1人（実質10：1）」の配置でしかない。
- 入院患者に療養環境に係る情報を正しく伝える観点から、入院基本料等の体系について、現行の看護職員等の配置に係る表記を改めるとともに、それぞれの勤務帯で実際に働いている看護職員の数について、入院患者への情報提供を推進する。

#### 2 具体的内容

- 入院基本料等について、現行の看護職員等の配置に係る表記を改め、それぞれの勤務帯で実際に働いている看護職員等の入院患者数に対する割合により表記を行う。

(例)

現 行	改正案
「看護職員配置2：1」	「看護職員の実質配置10：1」
・ 入院患者2人に対し看護職員1人を雇用していることを意味。	・ 平均して入院患者10人に対し看護職員1人が実際に勤務していることを意味。

- 日勤帯、準夜帯及び深夜帯のそれぞれで、看護職員1人が何人の入院患者を実際に受け持っているかを病棟内に掲示することを入院基本料等の算定要件とする。

【 I-4 (生活習慣病予防等の重症化予防に係る評価について) -①】

## 生活習慣病指導管理料の見直し

### 1 基本的考え方

- 服薬よりもむしろ運動習慣の徹底と食生活の改善を基本とする観点から、
  - ・ 院内処方の場合の評価を引き下げる以上に院外処方の場合の評価を引き下げる。
  - ・ 生活習慣病に係る総合的な治療管理を評価するものであることから、患者がその趣旨をよく理解できるよう、療養計画書の様式を変更し、達成すべき目標や具体的な改善項目が明確になるようにする等の措置を講ずる。

### 2 具体的内容

- 生活習慣病指導管理料の名称を見直すとともに、院内処方の場合の評価を引き下げる以上に院外処方の場合の評価を引き下げる。

現 行	改正案
<p>【生活習慣病指導管理料】</p> <p>1 処方せんを交付する場合</p> <p>イ 高脂血症 1, 050点 ロ 高血圧症 1, 100点 ハ 糖尿病 1, 200点</p> <p>2 1以外の場合</p> <p>イ 高脂血症 1, 550点 ロ 高血圧症 1, 400点 ハ 糖尿病 1, 650点</p>	<p>【生活習慣病管理料】</p> <p>1 処方せんを交付する場合</p> <p>イ 高脂血症 ○〇〇点 ロ 高血圧症 ○〇〇点 ハ 糖尿病 ○, 〇〇〇点 (いずれも、2の場合よりさらに引下げ)</p> <p>2 1以外の場合</p> <p>イ 高脂血症 ○, 〇〇〇点 ロ 高血圧症 ○, 〇〇〇点 ハ 糖尿病 ○, 〇〇〇点 (いずれも、引下げ)</p>

- 達成すべき目標や具体的な改善項目が明確になるよう、療養計画書の様式を変更する。

[新たな療養計画書の様式（案）]

生活習慣病 療養計画書 初回用

(記入日: 年 月 日)

患者氏名:	(男・女)	主病:
生年月日: 明・大・昭 年 月 日 生(才)	□糖尿病 □高血圧症 □高脂血症	

ねらい: 検査結果を理解できること・自分の生活上の問題点を抽出し、目標を設定できること

【検査・問診】	【検査項目】		【血液検査項目】(採血日 月 日)	
	□身長 (cm)	□体重: 現在(kg) → 目標(kg)	□血糖(□空腹時 □隨時 □食後( )時間)	(mg/dl)
	□BMI ( )	□HbA1c: 現在(%) → 目標(%)		
	□腹囲: 現在(cm) → 目標(cm)	□総コレステロール( )	(mg/dl)	
	□栄養状態 (低栄養状態の恐れ 良好 肥満)	□中性脂肪( )	(mg/dl)	
	□収縮期／拡張期血圧( mmHg)	□HDLコレステロール( )	(mg/dl)	
	□運動負荷心電図	□LDLコレステロール( )	(mg/dl)	
	□その他( )	□その他( )	)	
【問診】 □食事の状況 □運動の状況		□たばこ □その他の生活		
<p>【①達成目標】: 患者と相談した目標</p> <div style="text-align: center; margin-top: 10px;"> <span style="font-size: 2em;">[</span> <span style="font-size: 2em;">]</span> </div> <p>【②行動目標】: 患者と相談した目標</p> <div style="text-align: right; margin-top: 10px;"> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">医師 サイン</span> </div>				
【重点を置く領域と指導項目】	<input type="checkbox"/> 食事摂取量を適正にする <input type="checkbox"/> 野菜・きのこ・海藻など食物繊維の摂取を増やす <input type="checkbox"/> 油を使った料理(揚げ物や炒め物等)の摂取を減らす <input type="checkbox"/> 飲酒: [減らす(種類・量: を週 回)] <input type="checkbox"/> 間食: [減らす(種類・量: を週 回)] <input type="checkbox"/> 食べ方: (ゆっくり食べる・その他( )) <input type="checkbox"/> 食事時間: 朝食、昼食、夕食を規則正しくとる		<input type="checkbox"/> 食塩・調味料を控える <input type="checkbox"/> 外食の際の注意事項( ) <input type="checkbox"/> その他( ) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 10px;">指導者 サイン</div>	
	<input type="checkbox"/> 運動処方: 種類(ウォーキング・ 時間(30分以上・ )、頻度(ほぼ毎日・週 日) <input type="checkbox"/> 強度(息がはずむが会話が可能な強さ or 脈拍 拍/分 or ) <input type="checkbox"/> 日常生活の活動量増加(例: 1日1万歩・ ) <input type="checkbox"/> 運動時の注意事項など( )		<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 10px;">指導者 サイン</div>	
	<input type="checkbox"/> たばこ 非喫煙者である <input type="checkbox"/> 禁煙・節煙の有効性 □禁煙の実施方法等		<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 10px;">指導者 サイン</div>	
	<input type="checkbox"/> その他 □仕事 □余暇 □睡眠の確保(質・量) □減量 <input type="checkbox"/> 家庭での計測(歩数、体重、血圧、腹囲等)		<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 10px;">指導者 サイン</div>	
	<input type="checkbox"/> その他( )			
【服薬指導】		<input type="checkbox"/> 剂量( ) <input type="checkbox"/> 回数( ) <input type="checkbox"/> 併用( ) <input type="checkbox"/> 国の説明( )		<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 10px;">指導者 サイン</div>
【療養を行うにあたっての問題点】				
【他の施設の利用状況について】				

※実施項目は、□にチェック、( )内には具体的に記入

患者サイン

## 生活習慣病 療養計画書 継続用

(記入日:

年 月 日)( )回目

患者氏名:	(男・女)	主病:
生年月日:明・大・昭 年 月 日	生(才)	□糖尿病 □高血圧症 □高脂血症

ねらい: 重点目標の達成状況を理解できること・目標再設定と指導された生活習慣改善に取り組めること

【検査・問診】	【検査項目】	【血液検査項目】(採血日 月 日)
	□体重:現在( kg) →目標( kg)	□血糖(□空腹時 □隨時 □食後( )時間) ( mg/dl)
	□BMI ( )	□HbA1c:現在 ( %) →目標( %)
	□腹囲:現在( cm) →目標( cm)	□総コレステロール ( mg/dl)
	□栄養状態(低栄養状態の恐れ 良好 肥満)	□中性脂肪 ( mg/dl)
	□収縮期／拡張期血圧( mmHg)	□HDLコレステロール ( mg/dl)
	□運動負荷心電図 □その他 ( )	□LDLコレステロール ( mg/dl) □その他 ( )

【目標の達成状況と次の目標】: 患者と相談した目標

【①達成目標】: 患者と相談した目標

〔 〕

【②行動目標】: 患者と相談した目標

医師  
サイン

【重点を置く領域と指導項目】	□食事	□今日は、指導の必要なし □食事摂取量を適正にする □野菜・きのこ・海藻など食物繊維の摂取を増やす □油を使った料理(揚げ物や炒め物等)の摂取を減らす □節酒:[減らす(種類・量: □間食:[減らす(種類・量: □食べ方:(ゆっくり食べる・その他( ) □食事時間:朝食、昼食、夕食を規則正しくとる	□食塩・調味料を控える □外食の際の注意事項( ) □その他( ) 〔週 回〕 〔週 回〕 )) 指導者 サイン	
	□運動	□今日は、指導の必要なし □運動処方:種類(ウォーキング・ 時間(30分以上・ )、頻度(ほぼ毎日・週 ) 強度(息がはずむが会話が可能な強さ or 脈拍 拍/分 or ) □日常生活の活動量増加(例:1日1万歩・ ) □運動時の注意事項など( )	) 指導者 サイン	
	□たばこ	□禁煙・節煙の有効性 □禁煙の実施方法等	指導者 サイン	
	□その他	□仕事 □余暇 □睡眠の確保(質・量) □減量 □家庭での計測(歩数、体重、血圧、腹囲等) □その他( )	指導者 サイン	
	服薬指導	□処方なし □薬の説明	指導者 サイン	
	【療養を行うにあたっての問題点】			
	【他の施設の利用状況について】			

※実施項目は、□にチェック、( )内には具体的に記入

患者サイン

【 I-4 (生活習慣病予防等の重症化予防に係る評価について) -②】

## ニコチン依存症指導管理料（仮称）の新設

### 1 基本的考え方

- ニコチン依存症について、疾病であるとの位置付けが確立されたことを踏まえ、ニコチン依存症と診断された患者のうち禁煙の希望がある者に対する一定期間の禁煙指導について、新たに診療報酬上の評価を行う。

### 2 具体的内容

新

#### ○ ニコチン依存症指導管理料（仮称）

初回（1週目）	○○○点
2回目、3回目及び4回目（2週目、4週目及び8週目）	○○○点
5回目（最終回）（12週目）	○○○点

#### [対象患者]

以下のすべての要件を満たす者であること

- ・ ニコチン依存症に係るスクリーニングテスト（TDS）でニコチン依存症と診断された者であること
- ・ 直ちに禁煙することを希望し、「禁煙治療のための標準手順書」（日本循環器学会、日本肺癌学会及び日本癌学会により作成）に則った禁煙治療プログラム（12週間にわたり計5回の禁煙治療を行うプログラム）について説明を受け、当該プログラムへの参加について文書により同意している者であること

#### [算定要件]

- ・ 「禁煙治療のための標準手順書」（日本循環器学会、日本肺癌学会及び日本癌学会により作成）に則った禁煙治療を行うこと
  - ・ 本指導管理料を算定した患者について、禁煙の成功率を地方社会保険事務局長へ報告すること
- \* 本指導管理料の新設による効果については、診療報酬改定結果検証部会による検証の対象とする。

## 【 I - 4 (生活習慣病予防等の重症化予防に係る評価について) -③】

### がん診療連携拠点病院に係る評価の新設

#### 1 基本的考え方

- 「がん対策推進アクションプラン2005」(平成17年8月25日厚生労働省がん対策推進本部決定)においては、「がん患者や地域医療機関からの相談対応を担う「相談支援センター（仮称）」の設置を要件とする「地域がん診療拠点病院（仮称）」等の整備を推進することとされている。
- これを踏まえ、がん診療連携拠点病院に関し、がんの集学的治療、セカンド・オピニオン提供、緩和医療提供、地域医療との連携、専門医師、専門的コメディカルの配置、相談支援センター等を備えた体制について、新たに診療報酬上の評価を行う。

#### 2 具体的内容

- がん診療連携拠点病院において、他の保険医療機関等からの紹介による悪性腫瘍の患者に対して入院医療を提供した場合について、入院初日に限り、入院基本料に対する加算を新設する。

新

#### ・ がん診療連携拠点病院加算（仮称）（入院初日） ○○○点

- \* がん診療連携拠点病院については、「がん診療連携拠点病院の整備指針」(平成18年2月1日健発第0201001号、厚生労働省健康局長通知)を踏まえ、要件を設定する。

## 【 I－5（手術に係る評価について）－①】

### 手術に係る施設基準の見直し

#### 1 基本的考え方

- 手術に係る施設基準については、医療の質の向上及び効率的な医療提供の観点から導入されたものであるが、
  - ・ 現時点において、我が国においては、年間手術症例数と手術成績との間の相関関係を積極的に支持する科学的知見が得られていないことから、年間手術症例数による手術点数に対する加算については、以下に掲げるよう調査及び検証を行うことを前提として、いったん廃止する。
  - ・ 今後、再び診療報酬上の評価を行うことを視野に入れて、年間手術症例数、患者の重症度等と手術成績との相関関係について、医師の症例数等の他の因子も含め、臨床医学、疫学、統計学等の関係分野の有識者の参加を求めて速やかに調査及び検証を行う。

#### 2 具体的内容

- 今後、再び診療報酬上の評価を行うことを視野に入れて、医療技術評価分科会の下に、臨床医学、疫学、統計学等の関係分野の有識者により構成される検討会（「手術に係る施設基準の在り方に関する検討会（仮称）」）を設置し、医療機関の手術件数とともに医師の症例数など手術成績に影響すると考えられる他の因子を含めて、手術成績との関係に関する調査及び検証を速やかに実施する。
- 手術件数による手術点数に対する加算については、上記検討会における検討結果が得られるまでの間は、我が国における手術件数と手術成績に関するエビデンスが少なく、具体的な手術件数を提示するには更なる検討が必要であること等を踏まえ、いったん廃止することとする。
- 患者が様々な情報に基づき適切に医療機関を選択することができるよう、現在加算の対象となっている手術については、手術実績がある場合の年間手術症例数を院内に掲示することを、当該手術に係る点数の算定要件とする。

[参考] 現在の加算の対象となっている手術

人工関節術、ペースメーカー移植術、冠動脈、大動脈バイパス術、体外循環を要する手術、  
経皮的冠動脈形成術、頭蓋内腫瘍摘出術、黄斑下手術、鼓室形成手術、肺悪性腫瘍手術、  
靭帯断裂形成手術、水頭症手術、肝切除術、子宮附属器悪性腫瘍 等

- なお、年間手術症例数以外の手術に係る情報の院内掲示の在り方について  
も、上記検討会において併せて検討を行うこととする。

## 在宅療養支援診療所（仮称）の評価

### 1 基本的考え方

- 高齢者ができる限り住み慣れた家庭や地域で療養しながら生活を送れるよう、また、身近な人に囲まれて在宅での最期を迎えることも選択できるよう、診療報酬上の制度として新たに在宅療養支援診療所（仮称）を設け、
  - ・ 在宅療養支援診療所（仮称）が在宅医療における中心的な役割を担うこととし、これを患者に対する24時間の窓口として、必要に応じて他の病院、診療所、薬局、訪問看護ステーション等との連携を図りつつ、24時間往診及び訪問看護等を提供できる体制を構築するとともに、
  - ・ このような場合に在宅療養患者を対象とした診療報酬点数において高い評価を行う。

### 2 具体的内容

- 新
- 以下の要件を満たす医療機関は、在宅療養支援診療所（仮称）として地方社会保険事務局長に届け出ることができるとしてする。

#### [在宅療養支援診療所（仮称）の要件]

- ・ 保険医療機関たる診療所であること
- ・ 当該診療所において、24時間連絡を受ける医師又は看護職員を配置し、その連絡先を文書で患者に提供していること
- ・ 当該診療所において、又は他の保険医療機関の保険医との連携により、患者の求めに応じて、24時間往診が可能な体制を確保し、往診担当医の氏名、担当日等を文書で患者に提供していること
- ・ 当該診療所において、又は他の保険医療機関、訪問看護ステーション等の看護職員との連携により、患者の求めに応じて、当該診療所の医師の指示に基づき、24時間訪問看護の提供が可能な体制を確保し、訪問看護の担当看護職員の氏名、担当日等を文書で患者に提供していること
- ・ 当該診療所において、又は他の保険医療機関との連携により他の保険医療機関内において、在宅療養患者の緊急入院を受け入れる体制を確保していること
- ・ 医療サービスと介護サービスとの連携を担当する介護支援専門員（ケアマネジャー）等と連携していること
- ・ 当該診療所における在宅看取り数を報告すること 等

## 在宅療養支援診療所(仮称)とその他の保険医療機関での評価の比較

項目	現行点数		診療所	病院	現行		改正案	
	(I)	(II)			在宅療養支援診療所(仮称)	その他の保険医療機関		
退院指導料	300		○	○	—	—		
退院時共同指導料	150		○	○	—	—		
在宅患者入院共同指導料	(I)310 (II)140		○(I)	○(II)				
退院時共同指導加算	(I)290 (II)360		○(I)	○(II)	◎	○		
寝たきり老人退院時共同指導料	(I)600 (II)140		○(I)	○(II)				
往診料	650	1回につき	○	○	○	○		
緊急往診加算 (時間内、夜間、深夜)	(時間内)325 (夜間)650 (深夜)1,300	1回につき	○	○	◎	○		
診療時間加算	100	30分ごと	○	○	○	○		
死亡診断加算	200	死亡日	○	○	○	○		
在宅患者訪問診療料	830	1日につき	○	○	○	○		
診療時間加算	100	30分ごと	○	○	○	○		
在宅ターミナルケア加算	1,200	死亡日	○	○	◎	○		
死亡診断加算	200	死亡日	○	○	○	○		
* 特定施設入居者生活介護の指定を受けているケアハウスや有料老人ホームの入居者で末期の悪性腫瘍の者			×	×	○	×		
訪問看護指示料	300	月1回	○	○	○	○		
* 特別養護老人ホームの入所者で末期の悪性腫瘍の者			×	×	○	×		
在宅時医学管理料(在医管)	3,360	月1回	○	○※1	◎	○※2		
在宅末期医療総合診療料 (在医総)	処方せんあり 1,495点 処方せんなし 1,685点	1日につき (1週間を単位として算定)	○	○	○	×		
寝たきり老人在宅総合診療料 (在総診)	処方せんあり 2,290点 処方せんなし 2,575点	月1回	○	×	◎	○※2		
在宅ターミナルケア加算	1,200	死亡日	○	×	◎	○※2		
緊急時入院体制加算	100		○	×			-※3	—
24時間連携体制加算	(I)1,400 (II)1,400 (III) 410		○	×				

注) 「◎」はその他の保険医療機関より高い評価となるもの、「○」は現行並の評価となるもの  
「×」は算定できないもの、「—」は廃止となるもの。

※1) 許可病床数が200床未満の病院に限る。

※2) 在医管と在総診の再編により、200床未満の病院が追加となる。

※3) 在宅療養支援診療所(仮称)の要件とし、高く評価することとする。

【 II-1 (在宅医療に係る評価について) -②】

## 入院から在宅療養への円滑な移行の促進

### 1 基本的考え方

- 入院から在宅における療養への円滑な移行を促す観点から、入院患者に対する退院後の療養上必要と考えられる指導について、診療報酬体系を簡素化する観点も踏まえ、現行の退院指導料、退院時共同指導料等を再編・統合する中で、在宅療養支援診療所（仮称）の医師や訪問看護を行う看護職員等の多職種が共同して行う指導については、評価を引き上げる。

### 2 具体的内容

現 行	改正案
<p>【在宅患者入院共同指導料（I）】 310点            ・退院時共同指導加算 290点            診療所において、在医管等を算定している患者が急変等により病院に入院し、その入院先の医師と共同して指導した場合及び退院に際して指導した場合</p>	<p>【地域連携退院時共同指導料（I）】（仮称）            （紹介元の医療機関が算定）            1 在宅療養支援診療所（仮称）の場合 ○,〇〇〇点            2 1以外の場合 ○〇〇点            退院後の療養を支援する医師が、入院医療機関の医師及び連携する訪問看護ステーションの看護師等と共同して、退院予定の患者の在宅療養に関し、患者又は家族等に対し説明・指導を行い、その内容について文書にて提供した場合</p> <p>注 1入院につき1回算定できる。ただし、在宅療養支援診療所（仮称）の医師が、一定の重症患者に対し、入院先の医療機関に赴いて、2回以上の指導を行った場合は、2回まで算定できる。</p>
<p>【在宅患者入院共同指導料（II）】 140点            ・退院時共同指導加算 360点            診療所において、在医管等を算定している患者が急変等により病院に入院し、入院先の医師が、主治医と共同して指導した場合及び退院に際して指導した場合</p>	<p>【地域連携退院時共同指導料（II）】（仮称）            （入院先の病院が算定）            1 在宅療養支援診療所（仮称）の場合 ○〇〇点            2 1以外の場合 ○〇〇点            入院医療機関の医師が、入院医療機関の</p>

新

新

<p><b>【寝たきり老人退院時共同指導料（I）】</b> 600点  <b>【寝たきり老人退院時共同指導料（II）】</b> 140点          入院中の寝たきり状態の患者に対して、退院後の診療所の主治医と入院医療機関の医師が、退院に際し共同して診療した場合（主治医の診療所は（I）を、入院医療機関は（II）を算定）</p>	<p>医師及び連携する訪問看護ステーションの看護師等と共同して、退院予定の患者の在宅療養に関し、患者又は家族等に対し説明・指導を行い、その内容について文書にて提供した場合</p> <p>（地域連携退院時共同指導料（仮称）に統合）</p>
<p><b>【訪問看護療養費】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・退院時共同指導加算 2,800円            保険医療機関等又は介護老人保健施設に入院中又は入所中で、訪問看護を受けようとする患者に対し、退院又は退所に当たって、主治医や職員と訪問看護ステーションの看護師等が共同で、居宅における療養上必要な指導を行った場合</li> </ul>	<p><b>【訪問看護療養費】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域連携退院時共同指導加算（仮称）           <ol style="list-style-type: none"> <li>1 在宅療養支援診療所（仮称）と連携した場合 〇,〇〇〇円（引上げ）</li> <li>2 1以外の場合 〇,〇〇〇円（引上げ）            保険医療機関等又は介護老人保健施設に入院中又は入所中で、訪問看護を受けようとする患者に対し、退院又は退所に当たって、医師及び訪問看護ステーションの看護師等が共同して、居宅における療養上必要な指導を行った場合</li> </ol> </li> </ul>
<p><b>【退院指導料】</b> 300点          1ヶ月以上入院した患者に対し、医師が退院時に指導を行った場合</p> <p><b>【退院時共同指導料】</b> 150点          医師、看護師等が、訪問看護ステーションの看護師等と共同して退院指導を行った場合</p>	<p>（廃止）</p> <p>（廃止）</p>

新

【Ⅱ-1（在宅医療に係る評価について）-③】

## 在宅療養における24時間対応体制の評価

### 1 基本的考え方

- 現行制度においては、複数の医師の連携等により、寝たきり老人在宅総合診療料の24時間連携体制加算が算定されている場合であっても、実際には、患者の求めに応じて対応ができない事例もあることから、複数の医師の連携等により患者の求めに応じて確実に24時間対応できる体制に係る評価を設ける。

### 2 具体的内容

- 在宅時医学管理料及び寝たきり老人在宅総合診療料を再編し、在宅時医学総合管理料（仮称）を新設する中で、
  - ・ 在宅療養支援診療所（仮称）である場合については、24時間患者の求めに応じて往診又は訪問看護が提供できる体制に係る評価を引き上げる。
  - ・ 在宅療養支援診療所（仮称）又は連携先の他の保険医療機関等から患者の求めに応じて提供される往診又は訪問看護について、緊急の場合等の往診又は訪問看護に対する評価を引き上げる。

現 行	改正案
【寝たきり老人在宅総合診療料】（月1回）	【在宅時医学総合管理料（仮称）】（月1回）
イ 処方せん交付する場合	1 在宅療養支援診療所（仮称）の場合
2, 290点	イ 処方せんを交付する場合
ロ 処方せん交付しない場合	○, ○○○点
2, 575点	ロ 処方せん交付しない場合
・ 24時間連携体制加算（I） 1, 400点 同一医療機関の複数の医師による体制	○, ○○○点
・ 24時間連携体制加算（II） 1, 400点 入院医療機関との連携による体制	2 1以外の場合
・ 24時間連携体制加算（III） 410点 地域医師会等による連携体制	イ 処方せんを交付する場合 ○, ○○○点
【在宅時医学管理料】（月1回）	ロ 処方せん交付しない場合 ○, ○○○点
3, 360点	注1 診療所又は200床未満の病院において、寝たきり状態の患者又は通院困難な患者に対して、訪問診療を月2回以上行った場合に算定できる。

新

<ul style="list-style-type: none"> <li>・常時、往診、訪問看護又は電話等により、対応できる体制を有していること</li> </ul>	<p><b>注2</b> 1の口又は2の口を算定する場合は、投薬の費用は所定点数に含まれる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・重症者加算（月1回） ○, 〇〇〇点 一定の重症患者に対し、医師による往診又は訪問診療を月4回以上行った場合に算定できる。</li> </ul>																								
<p><b>【往診料】</b> 650点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急に行う往診 100分の50に相当する点数を加算</li> <li>・夜間（深夜を除く。）の往診 100分の100に相当する点数を加算</li> <li>・深夜の往診 100分の200に相当する点数を加算</li> </ul>	<p><b>【往診料】</b> 650点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急加算           <ul style="list-style-type: none"> <li>1 在宅療養支援診療所（仮称）の場合 ○〇〇点</li> <li>2 1以外の場合 ○〇〇点</li> </ul> </li> <li>・夜間加算           <ul style="list-style-type: none"> <li>1 在宅療養支援診療所（仮称）の場合 ○, ○〇〇点</li> <li>2 1以外の場合 ○〇〇点</li> </ul> </li> <li>・深夜加算           <ul style="list-style-type: none"> <li>1 在宅療養支援診療所（仮称）の場合 ○, ○〇〇点</li> <li>2 1以外の場合 ○, ○〇〇点</li> </ul> </li> </ul>																								
<p><b>【在宅患者訪問看護・指導料】（1日につき）</b></p> <table> <tr> <td>1 保健師、助産師又は看護師による場合</td> <td></td> </tr> <tr> <td>イ 週3日目まで</td> <td>530点</td> </tr> <tr> <td>ロ 週4日目以降</td> <td>630点</td> </tr> <tr> <td>2 准看護師による場合</td> <td></td> </tr> <tr> <td>イ 週3日目まで</td> <td>480点</td> </tr> <tr> <td>ロ 週4日目以降</td> <td>580点</td> </tr> </table>	1 保健師、助産師又は看護師による場合		イ 週3日目まで	530点	ロ 週4日目以降	630点	2 准看護師による場合		イ 週3日目まで	480点	ロ 週4日目以降	580点	<p><b>【在宅患者訪問看護・指導料】（1日につき）</b></p> <table> <tr> <td>1 保健師、助産師又は看護師による場合</td> <td></td> </tr> <tr> <td>イ 週3日目まで</td> <td>530点</td> </tr> <tr> <td>ロ 週4日目以降</td> <td>630点</td> </tr> <tr> <td>2 准看護師による場合</td> <td></td> </tr> <tr> <td>イ 週3日目まで</td> <td>480点</td> </tr> <tr> <td>ロ 週4日目以降</td> <td>580点</td> </tr> </table> <p>・緊急訪問看護加算（1回につき） ○〇〇点 緊急の患家の求めに応じて、在宅療養支援診療所（仮称）の医師の指示により、保険医療機関等の看護師等が訪問した場合に、1日につき1回に限り算定できる。</p>	1 保健師、助産師又は看護師による場合		イ 週3日目まで	530点	ロ 週4日目以降	630点	2 准看護師による場合		イ 週3日目まで	480点	ロ 週4日目以降	580点
1 保健師、助産師又は看護師による場合																									
イ 週3日目まで	530点																								
ロ 週4日目以降	630点																								
2 准看護師による場合																									
イ 週3日目まで	480点																								
ロ 週4日目以降	580点																								
1 保健師、助産師又は看護師による場合																									
イ 週3日目まで	530点																								
ロ 週4日目以降	630点																								
2 准看護師による場合																									
イ 週3日目まで	480点																								
ロ 週4日目以降	580点																								
<p><b>【訪問看護療養費】基本療養費（I）</b></p> <table> <tr> <td>看護師等</td> <td>5, 300円</td> </tr> <tr> <td>准看護師</td> <td>4, 800円</td> </tr> </table>	看護師等	5, 300円	准看護師	4, 800円	<p><b>【訪問看護療養費】基本療養費（I）</b></p> <table> <tr> <td>看護師等</td> <td>5, 300円</td> </tr> <tr> <td>准看護師</td> <td>4, 800円</td> </tr> <tr> <td>・緊急訪問看護加算</td> <td>○, 〇〇〇円</td> </tr> </table> <p>緊急の患家の求めに応じて、在宅療養支援診療所（仮称）の医師の指示により、訪問</p>	看護師等	5, 300円	准看護師	4, 800円	・緊急訪問看護加算	○, 〇〇〇円														
看護師等	5, 300円																								
准看護師	4, 800円																								
看護師等	5, 300円																								
准看護師	4, 800円																								
・緊急訪問看護加算	○, 〇〇〇円																								

新

新

新

	看護ステーションの看護師等が訪問した場合に、1日につき1回に限り算定できる。
--	--

- 在宅末期医療総合診療料については、現在、常時、往診、訪問看護又は電話等により対応できる体制を有していることが算定要件となっているが、これを在宅療養支援診療所（仮称）であることに改める。